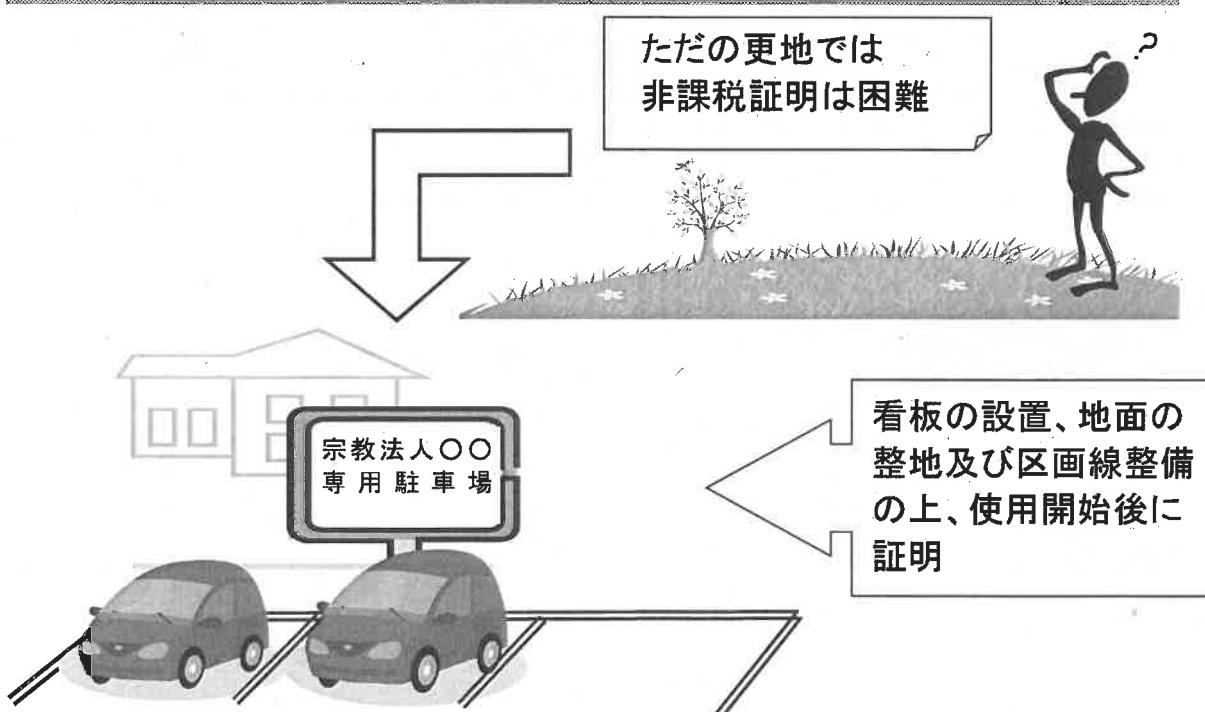


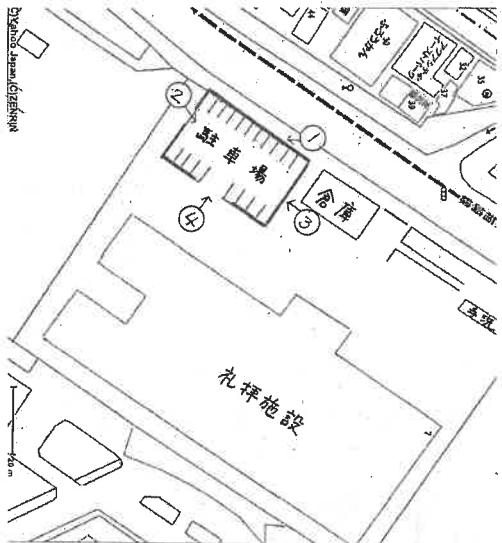
## 駐車場の非課税証明

### 非課税となる駐車場

- ① 宗教法人の宗教行事に参加する信者のための無料の駐車場であること。
- ② 参詣する信者数に比して広すぎないこと。
- ③ 礼拝施設から遠すぎないこと。
- ④ 既存の駐車場がないこと。また、既にある場合は、その広さを考慮して新たな駐車場の必要性があること。
- ⑤ 駐車区画線を引くこと  
(白線(石灰等耐久性の無いものは不可)又はロープ)
- ⑥ 看板を設置すること(記載例「宗教法人○○専用駐車場」)  
(道路から見やすい位置に見やすい大きさで記載すること)
- ⑦ 既に使用されていること  
以上の観点から、駐車場と礼拝施設の存する境内地との位置関係、駐車場の使用形態等を総合的に勘案し、宗教法人本来の宗教活動に必要な土地かどうか判断される。



## 駐車場の写真の例



○写真は名詞サイズ以上のものを準備してください。

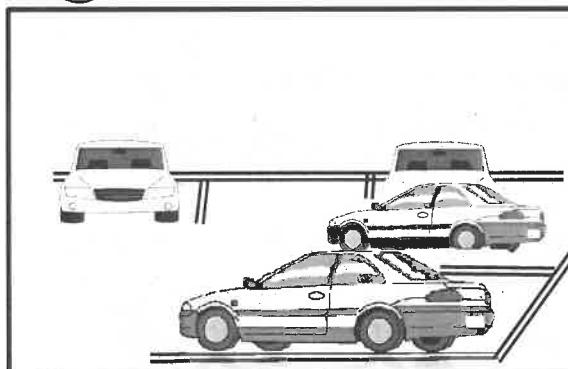
○写真には番号を付け、台紙などに貼ってください。

○駐車中の車や看板を含めて撮影してください。

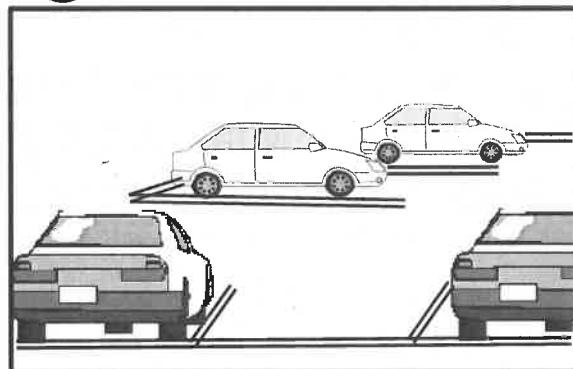
○平面図に撮影方向を写真の番号で記入してください。

また、実際の駐車区画線のとおり区画を記入してください。

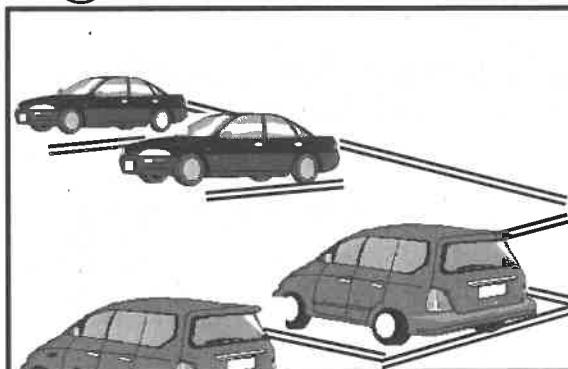
①



②



③



④

